

# 令和6年度第1回廃校施設の利活用に係る地域との意見交換会次第

日 時 令和6年4月18日（木）  
19時～  
会 場 細川町公民館 大会議室

## 1 開会

## 2 説明事項

- (1) 旧星陽中学校のお試し地域利活用案について
- (2) 今後のスケジュールについて

## 3 意見交換

---

### <配付資料>

- ・ 廃校施設の利活用に係る地域との意見交換会 参加者名簿
- ・ 資料1 旧星陽中学校利活用に係る企画提案書
- ・ 資料2 旧星陽中学校お試し利用に係るスケジュール表(予定)

## 旧星陽中学校利活用に係る企画提案書（総括）

## 1 地域活用事業（試行）の概要

(1) 事業の名称	旧星陽中学校の廃校利活用（地域活用案）	
(2) 実施主体 代表者氏名	星陽活用推進協議会（仮称） 会 長   ○○   ○○	
(3) 事業主体 事業主氏名	ほそかわ花糍倶楽部 代表者   池井 広明	地域住民 代表者   藤原 和則
(4) 事業業種	1) 米麴の製造・販売【別紙「企画提案書（個票①）参照】 2) アクアポニックス【別紙「企画提案書（個票②）参照】 ・「ホテナガエビ」の閉鎖型循環式陸上養殖・販売 ・葉物野菜の水耕栽培・販売 3) サードプレイス   【別紙「企画提案書（個票③）参照】 ・就学困難者の受け入れ ・児童の居場所づくり 4) 施設賃貸借           【別紙「企画提案書（個票④）参照】 ・「グラウンド」の利用 ・1階教室の貸館	
(5) 事業コンセプト	廃校を活用し、地域の農業特産品の6次産業化や先進農業の振興、市内の就学困難者の解消、活動の場づくりなど、地域内における農業ビジネスの開拓と教育課題の解消、地域活動の多様化を目的とし、郷土の活性化と地域住民の郷土愛の醸成を図る。	
(6) 試行期間 （最低1年間）	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間） ※ 稼働期間は別紙「企画提案書個票①～④」参照	
(7) 準備期間	別紙「企画提案書（個票①～④）」参照	
(8) 営業日等	別紙「企画提案書（個票①～④）」参照	
(9) 事業の法的 位置づけ	別紙「企画提案書（個票①～④）」参照	

	No.	室名		改修	用途
(10) 使用する施設・用途等 (屋内教室部)	1	家庭科室	(85.5 m <sup>2</sup> )	不要	レンタルルーム (調理イベント用)
	2	職員室	(118.8 m <sup>2</sup> )	不要	アクアポニックス
	3	図書室	(64.8 m <sup>2</sup> )	不要	サードスペース
	4	校長室	(43.2 m <sup>2</sup> )	不要	レンタルルーム
	5	美術教室	(97.2 m <sup>2</sup> )	不要	レンタルルーム
(11) 使用する施設・用途等 (屋内共有部)	6	エントランス	(16.2 m <sup>2</sup> )	不要	共有部
	7	廊下	(22.6 m <sup>2</sup> )	不要	共有部
	8	男子 WC	(16.2 m <sup>2</sup> )	不要	共有部
	9	女子 WC	(16.2 m <sup>2</sup> )	不要	共有部
(12) 使用する施設・用途等 (屋外施設)	10	配膳室	(24.0 m <sup>2</sup> )	不要	麴の発酵・作業場
	11	グラウンド	( m <sup>2</sup> )	不要	レンタルルーム
(13) 使用する施設・用途等 (屋外施設)	12	ガス庫	(4.82 m <sup>2</sup> )	不要	LPG ボンベ保管庫 (家庭科室レンタル用)
	13	倉庫	(19.44 m <sup>2</sup> )	不要	共有部
	14	屋外 WC	(30.0 m <sup>2</sup> )	不要	共有部
(10)～(11)計	面積合計		480.7 m <sup>2</sup>	付帯建物等(12)・(13)の面積を除く	
(14) 建築基準法上の用途	別紙「企画提案書 (個票①～④)」参照				

## 2 地域活性化に関する提案

※ 提案事業がどのように地域活性化に寄与するか記載すること。

廃校の教室を活用し、地域特産農産物の6次産業化及び先進的農水産業の導入を推進することにより、高収益農水産業の可能性を探りつつ、細川町の主たる産業である農業の活性化を図る。

また、新たな学びの場づくりにより不登校児やその保護者の支援を進め、併せて貸室により教室やグラウンドを有効活用することで、地域活動等の活躍の場を提供し、住民間・利用者間の親睦と結束力を高め、地域力の増強を図る。

### 3 地域社会との調和に関する提案

※ 事業を実施する上での地域社会との調和について記載すること。

地域団体に開放可能：校長室・美術教室・家庭科室・グラウンド

上記の開放可能区域においては、地域活用を希望する地域住民の募集のうえ更なる利活用を図ると共に、地域団体の活動（調理サークル等文化活動・グラウンドゴルフ等スポーツ活動）への貸し出しを通して地域社会との調和を図る。

また、米麴やアクアポニックスで創出された製品・農水産物の販売や先進農業視察の受け入れ及び農福連携を通して、地域社会に向けて利活用の成果を示していく。

### 4 周辺環境への配慮に関する提案

※ 事業を実施する上での周辺環境への配慮について記載すること。

全体的な施設周辺の清掃・草刈り等は、スタッフをはじめ地域から清掃ボランティアを募り実施し、景観保全に努める。

また、スタッフにより1階部分・室内・配膳室周辺・校門回り・駐車場の清掃を定期的に行い、衛生面の保全に努める。

### 5 事業破綻防止に対する考え方

※ 想定される主なリスクとその具体的な対応策について記載すること。

別紙「企画提案書 個票①～④」参照

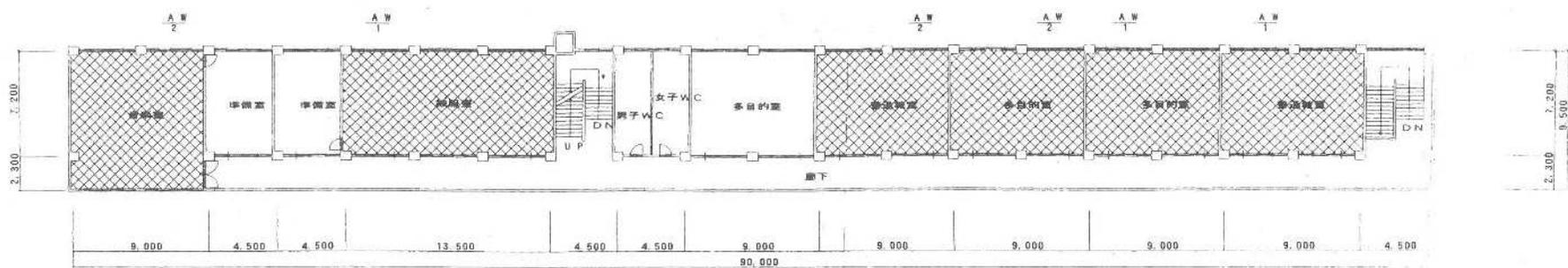
### 6 事業スケジュール

R6. 3月	区長協議会・まち協	事業説明、承認
R6. 4月	三木市・兵庫県へ	申請、承認
R6. 6月	補正予算	(用途変更に係る設計費)
R6. 6月～9月	設計	
R6. 12月	補正予算	(設計に基づく工事費)
R7. 1月～3月	市改修工事	入札・発注(企画政策課)
R7. 3月	準備開始	(原材料発注・資機材搬入)
R7. 4月	事業開始	
R8. 3月	事業終了	
	事業所移転の場合	は、3月末までに撤収作業。
R8. 4月	区長協議会・まち協	へ決算報告 以後の事業展開方針を説明、承認

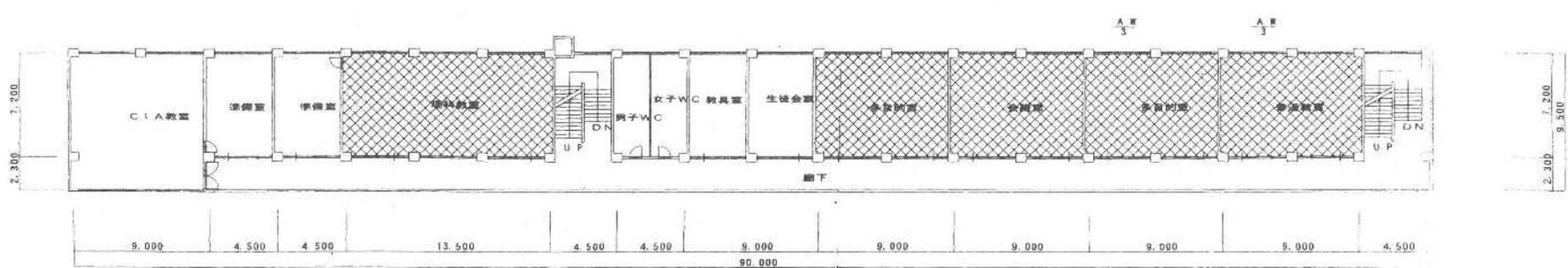
# 資金計画書

## 1 資金計画

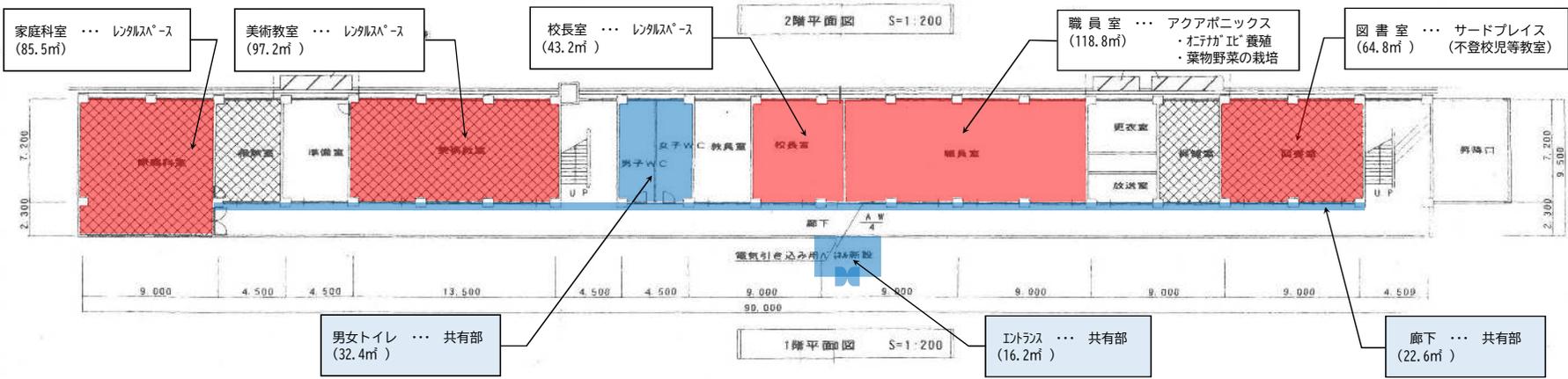
資金計画(当初事業費概算内訳)		資金調達計画		
項目	金額 (千円)	項目	調達先	金額 (千円)
設計・監理費	0	出資金		0
内装工事費	0	借入金		0
設備工事費	0	自己資金		200
その他関連工事費	0	保証金		0
什器・備品購入費	0	その他		0
委託料	110	利用料		3,100
公租公課	0	売上		1,770
人件費	2,400			
原材料費	270			
賃貸借料	80			
消耗品費	440			
光熱水費	1,530			
合計	4,830			5,070



3階平面図 S=1:200



2階平面図 S=1:200



1階平面図 S=1:200

## 旧星陽中学校利活用に係る企画提案書（個票①）

### 1 地域活用事業（試行）の概要

(1) 事業の名称	山田錦を使った米麴の生産・販売
(2) 実施主体 代表者氏名	星陽活用推進協議会（仮称） 会 長   ○○ ○○
(3) 事業主体 事業主氏名	ほそかわ花麴倶楽部（地域団体） 代表者   池井 広明
(4) 事業業種	農業特産品（山田錦）の加工品製造・販売
(5) 事業コンセプト	<p>試行では、山田錦の特産地である三木市細川町で収穫された山田錦のみで米麴を製造・販売し、余剰米の有効活用と新たな特産の創出、山田錦の魅力向上及びPRを目指す。</p> <p>また、学校給食を通じ、子ども達の地元愛の意識付けと農業生産者の意欲向上を図る。</p> <p>なお、調理についてはインハウスとなる家庭科室を活用し、廃校の地域活用に寄与する。</p>
(6) 試行期間 （最低1年間）	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間） ※ 実稼働期間：10月1日～3月31日
(7) 準備期間	市準備工事完了日から約2週間
(8) 営業日等	<p>営業期間：令和7年4月1日           ～令和8年3月31日（1年間）</p> <p>営業時間：午前9:00～午後15:00</p> <p>定休日：不定休（国民の祝日・年末年始は除く）</p>
(9) 事業の法的 位置づけ	<p>1) 地域資源を活用した農林漁業者による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 第25条～33条（H22年法律第67号）</p> <p>2) 食育基本法 第7条（H17年法律第63号）</p>

	室名		改修	用途
	1	2		
(8) 使用する施設・用途等	配膳室	(24.0 m <sup>2</sup> )	不要	麴の発酵・作業場
(9) 建築基準法上の用途	配膳室・・・小規模倉庫(同法第2条第1号)			

## 2 地域活性化に関する提案

※ 提案事業がどのように地域活性化に寄与するか記載すること。

当事業は、山田錦の特産地である三木市細川町で収穫された山田錦のみで米麴を製造・販売するものであり、酒米の選別から除外された中米等の余剰米を、新たな特産農産加工物を創出することで有効活用し、併せて山田錦の新たな魅力発信に繋げることを目指すものである。

この試行期間を皮切りに、将来的には米麴を原料とする調味料等の加工品製造に発展させ、学校給食等を介した地産地消と子ども達の食育、郷土愛の醸成を図ると共に生産者の生産意欲の向上を図る。

## 3 地域社会との調和に関する提案

※ 事業を実施する上での地域社会との調和について記載すること。

現在活動中の地域団体「ほそかわ花糍倶楽部」が主体となって生産活動を行ない、主に地域に向けて製品や活動情報を発信する。

興味を持つ地域住民等を意欲的に受け入れて、活動の規模を広げることで地域社会との調和を図りたい。

## 4 周辺環境への配慮に関する提案

※ 事業を実施する上での周辺環境への配慮について記載すること。

全体的な施設周辺の清掃・草刈り等は、スタッフをはじめ地域の清掃ボランティアを募り実施し、景観保全に努める。

また、スタッフにより室内・配膳室周辺・校門回り・駐車場の清掃を定期的実施し、衛生面の保全に努める。

## 5 事業破綻防止に対する考え方

※ 想定される主なリスクとその具体的な対応策について記載すること。

当団体を構成する会員による地域活動の延長であることから、人件費は生じず、試行の開始に要する改修等もないため、実質的には光熱水費・原材料費・消耗品費・機材の賃借料のみとなる見込み。

令和5年度に販売できる品質の米麴の生産が可能となったことから、販路の開拓と拡大をしつつ、生産予定量を調整し、需要が低い場合は販売促進を強化することで事業破綻の回避を図る。

## 6 事業スケジュール

R6. 3月	区長協議会・まち協	事業説明、承認
R6. 4月	三木市・兵庫県へ	申請、承認
R6. 6月	補正予算	(用途変更に係る設計費)
R6. 6月～9月	設計	
R6. 12月	補正予算	(設計に基づく工事費)
R7. 1月～3月	市改修工事	入札・発注(企画政策課)
R7. 3月	準備開始	(発酵機賃貸借契約・資機材等搬入・ レンタルスペース(家庭科室)賃貸借契約)
R7. 4月	事業開始	(R7. 4月～9月は生産計画等の事業調整)
R7. 10月	米麴	生産準備(材料購入等)
R7. 11月	米麴	生産・販売(第1期)
R7. 12月	米麴	生産・販売(第2期)
R8. 1月	米麴	生産・販売(第3期)
R8. 2月	米麴	生産・販売(第4期)
R8. 3月	米麴	生産・販売(第5期)
R8. 3月	事業終了	
	事業所移転の場合	は、3月末までに撤収作業。
R8. 4月	区長協議会・まち協	へ決算報告 以後の事業展開方針を説明、承認

# 資金計画書

## 1 資金計画

資金計画(当初事業費概算内訳)		資金調達計画		
項目	金額 (千円)	項目	調達先	金額 (千円)
設計・監理費	0	出資金		0
内装工事費	0	借入金		0
設備工事費	0	自己資金		0
その他関連工事費	0	保証金		0
什器・備品購入費	0	その他		0
委託料	30	利用料		0
公租公課	0	売上(米麴)	購入者	520
人件費	0			
原材料費	150			
賃貸借料	80			
消耗品費	30			
光熱水費	210			
合計	500			520

## 旧星陽中学校利活用に係る企画提案書（個票②）

### 1 地域活用事業（試行）の概要

(1) 事業の名称	アクアポニックス
(2) 実施主体  代表者氏名	星陽活用推進協議会（仮称）  会 長   ○○ ○○
(3) 事業主体  事業主氏名	藤原 和則（地域住民）  代表者   藤原 和則
(4) 事業業種	アクアポニックス ・オニテナガエビの閉鎖型循環式陸上養殖・販売 ・葉物野菜の水耕栽培・販売
(5) 事業コンセプト	<p>当事業は、細川町の新たな農業スタイルを導入し、特産品を開拓するため注目度の高いアクアポニックスを展開するものである。</p> <p>新たに安全でおいしい食品を細川町において生産・提供し、発信・普及し、規模拡大に伴って地域の就農支援、農福連携を目指す。</p>
(6) 試行期間 （最低1年間）	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）
(7) 準備期間	市準備工事完了日から約2週間
(8) 営業日等	<p>営農期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>就農時間：午前9:00～午後5:00</p> <p>休業日：不定休（生育・発育状況、出荷状況による）</p>
(9) 事業の法的 位置づけ	1)食育基本法 第7条(H17年法律第63号)

	室名		改修	用途
	1	2		
(10) 使用する施設・用途等	職員室	(118.8 m <sup>2</sup> )	不要	アクアポニックス
(11) 建築基準法上の用途	職員室 …… 学校教育法第1条			

## 2 地域活性化に関する提案

※ 提案事業がどのように地域活性化に寄与するか記載すること。

当事業は、山田錦等の水稻生産以外に兼業で高収益を得る農業を試験的に展開し、成果を出すことで地域に新しい農業として普及することを目的としており、安定した生産量が確保でき次第規模拡大し、地元雇用の促進や農福連携、新規就農者の育成等を手掛ける中で、地域活性化及び農業の振興を図る。

## 3 地域社会との調和に関する提案

※ 事業を実施する上での地域社会との調和について記載すること。

水槽等を設置するため、地域団体に開放可能な区域はないが、SDGSの推進・生物（生態系観察）や先進農業、安全な食料の生産技術の学びの場として、児童生徒をはじめ、三木市や加東農林事務所と連携し、新規就農者の見学・研修等を受け入れ、「先進農業が学べる細川町」として、地域との調和を図りたい。

## 4 周辺環境への配慮に関する提案

※ 事業を実施する上での周辺環境への配慮について記載すること。

全体的な施設周辺の清掃・草刈り等は、スタッフをはじめ地域の清掃ボランティアを募り実施し、景観保全に努める。  
また、スタッフによる室内の清掃を定期的実施し、衛生面の保全に努める。

## 5 事業破綻防止に対する考え方

※ 想定される主なリスクとその具体的な対応策について記載すること。

当事業は、試行期間を利用した有志のボランティアメンバーによる試験的な地域振興事業として位置付けており、人件費は生じない。

また、循環型システムの採用により試行の開始に要する改修工事等も必要としないため、光熱水費・材料費・消耗品費等のランニングコストのみとなる。

温度管理が必須の事業となり、室温管理と水温管理に係る経費（空調・ヒーター、水循環ポンプ等動力の電気使用料）が高額となる見込みだが、温度管理の部分については季節による変動があり、ポンプ等についても省電力となる工夫を行う。

年間を通しての販路は既に確保できており、適宜生産量調整をしつつ生産性を向上・安定させると共に販売促進・販路拡大することにより、事業破綻の回避を図る。

## 6 事業スケジュール

R6. 3月	区長協議会・まち協	事業説明、承認
R6. 4月	三木市・兵庫県へ	申請、承認
R6. 6月	補正予算（用途変更に係る設計費）	
R6. 6月～9月	設計	
R6. 12月	補正予算（設計に基づく工事費）	
R7. 1月～3月	市改修工事 入札・発注（企画政策課）	
R7. 3月	準備開始（水槽等資機材搬入・原材料買付け）	
R7. 4月	事業開始	
R7. 6月	葉物野菜の販売開始（随時）	
R7. 8月	オニテナガエビの販売（第1期）	
R7. 12月	オニテナガエビの販売（第2期）	
R8. 3月	オニテナガエビの販売（第3期）	
R8. 3月	事業終了	
	事業所移転の場合は、3月末までに撤収作業。	
R8. 4月	区長協議会・まち協へ決算報告	
	以後の事業展開方針を説明、承認	

# 資 金 計 画 書

## 1 資金計画

資金計画(当初事業費概算内訳)		資金調達計画		
項 目	金 額 (千円)	項 目	調 達 先	金 額 (千円)
設計・監理費	0	出資金		0
内装工事費	0	借入金		0
設備工事費	0	自己資金		0
その他関連工事費	0	保証金		0
什器・備品購入費	0	その他		0
委託料	50	販売収入	購入者	1,250
公租公課	0			
人件費	0			
原材料費	120			
賃貸借料	0			
消耗品費	60			
光熱水費	1,000			
合計	1,230			1,250

## 旧星陽中学校利活用に係る企画提案書（個票③）

### 1 地域活用事業（試行）の概要

(1) 事業の名称	サードプレイス
(2) 実施主体	星陽活用推進協議会（仮称）
代表者氏名	会 長   ○○ ○○
(3) 事業主体	藤原 和則（地域住民）
事業主氏名	代表者   藤原 和則
(4) 事業業種	児童の居場所づくり ・ 就学困難者等の受け入れ
(5) 事業コンセプト	細川町をはじめ、三木市内でも近年様々な理由で学校に行けなくなる子どもや、居場所を求める子ども達が増えている現状を鑑み、日中の居場所や学習の機会等を提供し、社会との繋がりをサポートすることで、誰ひとり取り残されない町づくりの実現に向けて取り組む。
(6) 試行期間 （最低1年間）	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）
(7) 準備期間	市準備工事完了日から約2週間
(8) 営業日等	営業期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日 営業時間：午前10:00～14:00 定休日：土曜日・日曜日・祝日
(9) 事業の法的 位置づけ	1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 第13条

	室名		改修	用途
	1	2		
(10) 使用する施設・用途等	図書室	(64.8 m <sup>2</sup> )	不要	児童の居場所
(11) 建築基準法上の用途	図書室・・・学校教育法第1条			

## 2 地域活性化に関する提案

※ 提案事業がどのように地域活性化に寄与するか記載すること。

当事業は、小・中学校の出席認定を得つつ、子どもたちの進学の一助となると共に、一人ひとりのペースに合わせた様々な経験や体験を通して社会的自立支援を図る。

それにより個々の自己肯定感を高め、自信を持って行動できる人材の育成を民間企業ではなく地域として取り組むことで、貧困や孤独・孤立の解消、コミュニティの再生、地域の活性化や人財育成、人口の流出への歯止めとなる効果を期待する。

## 3 地域社会との調和に関する提案

※ 事業を実施する上での地域社会との調和について記載すること。

当事業を通して、子どもが自身の想像力で工夫して遊びを作り出し、のびのび遊び心身共に休める場所となることを目指す。

また、地域住民の方を講師に招き、地域の風土や歴史・経験等を伝える学びの機会を設けるほか、農場や工場を訪問する等の課外体験も実施するなど、地域交流を通して「誰ひとり取り残さない細川町」としての調和を図りたい。

## 4 周辺環境への配慮に関する提案

※ 事業を実施する上での周辺環境への配慮について記載すること。

全体的な施設周辺の清掃・草刈り等は、スタッフをはじめ地域からの清掃ボランティアや活動の一環として児童生徒と共に実施し、景観保全に努める。

また、スタッフによる室内の清掃を定期的に行い、衛生面の保全に努める。

## 5 事業破綻防止に対する考え方

※ 想定される主なリスクとその具体的な対応策について記載すること。

当事業は、本来の目的である学校を使用することから、試行の開始に要する改修工事等が不要である。

また、市より学校残存備品の使用について了承を得ているため、人件費・光熱水費・材料費・消耗品費等のランニングコストのみ生じる見込みである。

収入は、利用者数により変動が生じるが、カリキュラムやプログラムを見直しつつ、より利用者のニーズに添った内容、利用方法で利用者を募り、また一時利用等の柔軟的な利用や受け入れ枠の拡大により事業破綻の回避を図る。

また、利用者数が少ない場合においても、必要とする子どもがいる以上は必要経費の見直し等を行い、支出を減らし継続的に事業を実施する。

なお、試行期間終了後に利用状況や保護者のニーズ等を再検証した結果、現地での継続が困難な場合にあっては、利用者に不利益が生じることが無いよう、条件の合う物件に移転のうえ継続実施する。

## 6 事業スケジュール

R6. 3月	区長協議会・まち協 事業説明、承認
R6. 4月	三木市・兵庫県へ申請、承認
R6. 6月	補正予算（用途変更に係る設計費）
R6. 6月～9月	設計
R6. 12月	補正予算（設計に基づく工事費）
R7. 1月～3月	市改修工事 入札・発注（企画政策課）
R7. 3月	準備開始（机等資機材搬入・移動）
R7. 4月	事業開始
R8. 3月	事業終了 事業所移転の場合は、3月末までに撤収作業。
R8. 4月	区長協議会・まち協へ決算報告 以後の事業展開方針を説明、承認

# 資金計画書

## 1 資金計画

資金計画(当初事業費概算内訳)		資金調達計画		
項目	金額 (千円)	項目	調達先	金額 (千円)
設計・監理費	0	出資金		
内装工事費	0	借入金		
設備工事費	0	自己資金		200
その他関連工事費	0	保証金		
什器・備品購入費	0	その他		
委託料	30	利用料	利用者	2,900
公租公課	0			
人件費	2,400			
原材料費	0			
賃貸借料	0			
消耗品費	250			
光熱水費	220			
合計	2,900			3,100

## 旧星陽中学校利活用に係る企画提案書（個票④）

### 1 地域活用事業（試行）の概要

(1) 事業の名称	旧星陽中学校特別室 レンタルスペース
(2) 実施主体	星陽活用推進協議会（仮称）
代表者氏名	会 長   ○○ ○○
(3) 事業主体	藤原 和則（地域住民）
事業主氏名	代表者   藤原 和則
(4) 事業業種	地域活用企画の展開場所としての貸館 地域事業（イベント等）の実施場所としての貸館
(5) 事業コンセプト	<p>細川町内における新たな地域活用案の募集と参入、細川町公民館では設備面等の不足から出来なかった地域事業（製作イベント・花見会等）を展開する企画者に向け、1階部分の特別室やグラウンド等を有償で貸し出し、地域の活性化を目指す。</p> <p>また、市民の活動・健康づくりの場の提供を目的とし、地域外の市民への貸出しも行ない、文化・スポーツを通じた地域交流を図る。</p>
(6) 試行期間 （最低1年間）	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）
(7) 準備期間	市準備工事完了日から約2週間
(8) 営業日等	<p>営業期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>営業時間：午前8:30～17:00</p> <p>定休日：土曜日・日曜日・祝日（年末年始）</p>
(9) 事業の法的 位置づけ	特になし

	室名		改修	用途
	番号	名称 (面積)		
(10) 使用する施設・用途等	1	美術教室 (97.2 m <sup>2</sup> )	不要	貸室
	2	校長室 (43.2 m <sup>2</sup> )	不要	貸室
	3	家庭科室 (85.5 m <sup>2</sup> )	不要	貸室
	4	ガス庫 (4.82 m <sup>2</sup> )	不要	LPG 使用(家庭科室)
	5	グラウンド <sup>*</sup> ( ) m <sup>2</sup> )	不要	貸館
	6	倉庫 (19.44 m <sup>2</sup> )	不要	貸館
	7	トイレ (30.0 m <sup>2</sup> )	不要	共有スペース
(11) 建築基準法上の用途	1～3 学校（同法第 126 条の 2 第 1 項第二号） 4 小規模倉庫（同法第 2 条第 1 号）			

## 2 地域活性化に関する提案

※ 提案事業がどのように地域活性化に寄与するか記載すること。

地域住民や地域外の市民に「活動の場」を提供し、人が通い交流する起点をすることで「廃校」というマイナスイメージを払拭し、新たな活動拠点としての再生を図る。

内容として、細川町公民館では出来ない地域事業（グラウンドスポーツ・大規模イベント）の再開や、新企画イベントの開催を促進し、賑わいのある地域を醸成する一助となるよう働きかける。

## 3 地域社会との調和に関する提案

※ 事業を実施する上での地域社会との調和について記載すること。

貸倉庫としての利用等、地域団体・地域組織・地元事業者の抱える課題の解消やニーズに沿った利用方法を受入れ、地域団体等との調和と発展を図る。

## 4 周辺環境への配慮に関する提案

※ 事業を実施する上での周辺環境への配慮について記載すること。

全体的な施設周辺の清掃・草刈り等は、スタッフをはじめ地域からの清掃ボランティアや利用者として実施し、景観保全に努める。

また、利用者による退室時の室内清掃を義務化し、衛生面の保全に努める。

## 5 事業破綻防止に対する考え方

※ 想定される主なリスクとその具体的な対応策について記載すること。

当事業は、使用目的に応じて必要資機材が異なることから、学校残存物品以外の備品等は使用者の持ち込みとするため、光熱水費・消耗品費等のランニングコストのみ生じる見込みである。

なお、市の使用料条例を考慮しつつ、そうした経費を見越した使用料を設定するため、大きなマイナスは生じないと考える。

また、地域団体の課題に挙げられる交流スペースやトランクルームの不足への対策として、期間貸や定額制利用等の中長期的な占有許可の導入など、安定して収益を得られる工夫も市と協議のうえ検討し、事業破綻の回避を図る。

## 6 事業スケジュール

R6. 3月	区長協議会・まち協	事業説明、承認
R6. 4月	三木市・兵庫県へ	申請、承認
R6. 6月	補正予算（用途変更に係る設計費）	
R6. 6月～9月	設計	
R6. 12月	補正予算（設計に基づく工事費）	
R7. 1月～3月	市改修工事 入札・発注（企画政策課）	
R7. 3月	準備開始（学校残存物品移動）	
R7. 4月	事業開始	
R8. 3月	事業終了	
	事業所移転の場合は、3月末までに撤収作業。	
R8. 4月	区長協議会・まち協へ決算報告	
	以後の事業展開方針を説明、承認	

## 資 金 計 画 書

### 1 資金計画

資金計画(当初事業費概算内訳)		資金調達計画		
項 目	金 額 (千円)	項 目	調 達 先	金 額 (千円)
設計・監理費	0	出資金		
内装工事費	0	借入金		
設備工事費	0	自己資金		
その他関連工事費	0	保証金		
什器・備品購入費	0	その他		
委託料	0	利用料	利用者	200
公租公課	0			
人件費	0			
原材料費	0			
賃貸借料	0			
消耗品費	100			
光熱水費	100			
合計	200			200

旧星陽中学校お試し利用に係るスケジュール表(予定)

	R6												R7		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地域との調整	地域内での地域案の検討			地域との意見交換会	住民説明会の開催(大柿・増田)										
設計事業者への建築基準法上の用途変更に係る設計及び申請委託		加東土木との調整	補正予算要求		補正予算成立	設計及び申請書類作成			確認申請						
改修工事									補正予算要求		補正予算成立	改修工事			
地域案のお試し利用														使用貸借契約	
物品の処分					地域利活用団体への照会		物品販売準備			内覧会	市内向け販売会	市内外向け販売会	物品処分		
													無償譲渡会		